

建築物耐震診断・耐震改修計画判定委員会設置要綱

株式会社ジェイ・イー・サポート

(目的及び設置)

第1条 建築物耐震診断及び耐震改修計画の妥当性を判断し、建築物の耐震改修の促進に寄与するため、株式会社ジェイ・イー・サポートに耐震診断・耐震改修計画判定委員会（以下、「判定委員会」という。）を設置する。

(判定の対象)

第2条 判定の対象とする建築物は、現に存在する建築物で高さ60メートル以下の建築物とする。

(組織)

第3条 判定委員会は、委員6名以上で組織する。

2 委員は、次に掲げるもののうちから株式会社ジェイ・イー・サポート代表取締役が委嘱するものとする。

(1) 外部の学識経験者

(2) 外部の実務経験者

(3) その他株式会社ジェイ・イー・サポート代表取締役が必要と認める者

3 委員の構成は、前項の(1)の者を3名以上とし、かつ、(1)及び(2)の占める構成比が過半であるものとする。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 判定委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、判定委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 判定委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、主宰する。

2 判定委員会は、委員の半数以上かつ第3条第2項(1)の委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

- 3 判定委員会の判定については、委員の合議により決定するものとする。
- 4 委員は、自ら若しくは所属する法人等が建築主である建築物又は自ら若しくは所属する法人等が設計、工事監理、施工に係る業務を行う建築物の判定には加わらないものとする。

(ワーキング委員会)

第7条 委員長は、判定委員会の審査・判定を効率的に進めるため、判定委員会の中にワーキング委員会を設置する。その構成は次に掲げるワーキング委員とし、その委嘱は委員長が行う。

- (1) 一級建築士の資格を持ち、かつ建築物構造の専門的知識を有する者
- (2) その他委員長が認める者

- 2 ワーキング委員会は、2名以上で組織するものとする。
- 3 ワーキング委員会については、第4条の規定を準用する。

(事務局)

第8条 判定委員会の事務局は、株式会社ジェイ・イー・サポート本社に置く。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、判定委員会の運営に必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成21年12月21日から施行する。

この要綱は、平成25年10月22日から施行する。